

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		日影による中高層建築物の高さ制限の適用除外の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第56条の2第1項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可に係る包括同意基準」
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「日影規制に係るただし書許可の取扱方針」(平成9年1月 埼玉県住宅都市部長決裁)</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」(平成30年9月21日 国住指第2074号、国住街第187号)</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」(平成30年9月21日 国住指第2075号、国住街第188号)</p> <p>「建築基準法質疑応答集」(第一法規 平成元年)</p>
	設定等年月日	平成19年4月23日設定(年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定(年月日最終変更)